

第1回

情報システム調達に関する意見交換会

令和3年9月7日

午後0時30分 開会

○小室調整課長 それでは、本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、情報システム調達に関する意見交換会を始めさせていただきます。

私は本日司会を務めさせていただきます経済取引局調整課長の小室と申します。皆さん、私の声は聞こえますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、本日はまず経済取引局長の小林より御挨拶をさせていただきます。

○小林経済取引局長 経済取引局長の小林でございます。

本日は大変お忙しい中、情報システム調達に関する意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を促進するという独占禁止法の目的を達成するため、独占禁止法違反行為に対する法執行を行うとともに、もう一方で競争政策の観点から様々な市場における競争環境の整備を行っております。この競争環境の整備と申しますのは、各分野の取引実態あるいは政府規制や公的な制度等について調査を行い、その結果を踏まえて独占禁止法や競争政策上の考え方を明らかにして、そして、市場参加者には取引慣行の自主的な改善を、また、関係当局には規制の見直しなどを提言する活動ということになっております。

このような競争の活性化に関する提言、いわゆるアドボカシーは6月に閣議決定されました成長戦略実行計画にその強化が盛り込まれるなど、公正取引委員会の業務の中でより重要なものとなってきております。現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等によって行政のデジタル化の推進が喫緊の課題となっており、政府は国民の利便性の向上等に資するデジタル社会の実現に向けデジタル庁を発足させるなど、その実現に向けた改革に取り組んでおります。

そこで、公正取引委員会はこうした政府全体の取組を踏まえつつ、競争政策の観点から今後の情報システム調達についてベンダーロックインが回避されるとともに、多様なシステムベンダーが参加しやすい環境を整備することが重要であると、そういう認識の下、官公庁における情報システム調達の実態を把握するための調査を実施しております。

この意見交換会では、私どもが先般行いました官公庁に対するアンケート調査の結果や政府方針等の内容を踏まえ、官公庁における情報システム調達に関する競争政策上あるいは独占禁止法上の論点や考え方について、有識者の皆様方から率直な御意見を拝聴したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○小室調整課長 それでは、続きまして、本日御出席の方々を紹介させていただきます。

大橋弘委員です。

落合孝文委員です。

川濱昇委員です。

楠茂樹委員です。

関治之委員です。

武田邦宣委員です。

吉本翔生委員です。

それから、オブザーバーとしてデジタル庁と総務省の方にも御出席いただいております。デジタル庁参事官の門馬圭一様です。

○門馬参事官 よろしくお願ひいたします。

○小室調整課長 それから、同じくデジタル庁企画官の吉田泰己様です。

○吉田企画官 よろしくお願ひします。

○小室調整課長 同じくデジタル庁企画官の占部祥様です。

それから、総務省自治行政局デジタル基盤推進室長の池田敬之様です。

○池田デジタル基盤推進室長 池田です。よろしくお願ひします。

○小室調整課長 同じくデジタル基盤推進室理事官の羽田翔様です。

○羽田デジタル基盤推進室理事官 羽田です。よろしくお願ひいたします。

○小室調整課長 本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン方式にて開催とさせていただきます。このため、御発言に当たりましては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

チャット機能等もございますが、今回は音声がつながらなくなった場合にのみお使いいただき、御発言希望がありましたら画面に向かって物理的に挙手をしていただくか、御発言希望の旨を口頭にてお伝えいただければと思います。

なお、本日の第1回意見交換会は非公開で行うこととします。後日、公正取引委員会のホームページ上で配布資料と議事録を公表したいと考えておりますが、公開されることが適切でない箇所につきましては非公開とさせていただきます。

本日の配布資料でございますが、議事次第にも記載がありますとおり資料1の「情報システム調達に関する意見交換会の開催について」、資料2で本日の議題であります「情報システム調達に関する意見交換会事務局資料」、資料3-1から3-4でデジタル庁説明資料、資料4

で総務省説明資料を用意させていただいております。

なお、資料の説明を行うに当たって、オブザーバーの皆様にはウェブ画面上で説明資料を共有してもらいながら発表してもらおう予定でおります。

続きまして、座長の選任に移ります。

委員の皆様のお賛同が頂けましたら、事務局としては競争政策及びデジタル分野に造詣が深い大橋委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

皆様の御賛同を頂きましたので、大橋委員に座長をお願いしたいと存じます。

それでは、以後の議事につきましては座長をお願いしたいと存じます。大橋座長、よろしくお願ひいたします。

○大橋座長 皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところありがとうございます。御指名ですので、手際よく進めていきたいと思ひます。

今日は皆さんから14時半までお時間を頂いていまして、結構議題が盛りだくさんなので、是非よろしくお願ひいたします。

本日、まずはデジタル庁からデジタル改革関連法の概要について、総務省からデジタルの情報システムの標準化・共通化について御説明を頂いて、その後事務局から本日御議論いただきたい論点について御説明いただくという段取りでいきたいと思ひます。

まずはデジタル庁からお忙しいところ、門馬様、吉田様、占部様にお越しいただいておりますので、資料3-1から3-4まで早速ですが、御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○占部企画官 デジタル庁企画官の占部と申します。

それでは、早速ですが、デジタル庁の役割や組織等を御理解いただく一助としてデジタル庁の設置法とその根拠法令と位置づけられておりますデジタル社会形成基本法の説明をさせていただきます。

今画面に映っております資料3-1を御覧いただければと思ひます。

まず、このデジタル社会形成基本法、「基本法」と略しておりますが、その趣旨については上段に記載されているとおりであります。デジタル社会の形成が重要であるとして、そのための基本理念、基本方針、国等の責務、デジタル庁の設置、重点計画の作成等について定めるといふのがこの法律の趣旨であります。

キーワードはデジタル社会の形成というところにありまして、その内容ですが、画面の下の方の下段、下の欄を御覧ください。

まず、1としてデジタル社会を定義しております。高度情報通信ネットワークを通じた多様

な情報の入手，共有，発信，さらには，情報通信技術を用いて記録された多様かつ多量の情報の適正，効果的な活用により，あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会というのがデジタル社会ということになります。これまでありましたIT基本法では，目指すべき社会を高度情報通信ネットワーク社会と位置づけておりました。すなわち情報の入手や発信に重点が置かれたところ，今回の基本法では，これに加えてデータの利活用にもポイントが置かれ，これらを併せて社会の発展を目指すということにされたということになります。

そして，その基本理念としては，ゆとりと豊かさが実感できる安全・安心な社会の実現，また，利用機会の格差の是正，デジタル・ディバイドと呼ばれるようなものの是正等を定めております。また，基本方針については情報の円滑な流通，アクセシビリティの確保，人材の育成，国民生活の利便性向上等が定められております。

そして，デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため，デジタル庁を内閣に設置すると基本法の中で定めており，それを具体的に規定したのがデジタル庁設置法ということになります。

それでは，次の資料3-2を御覧ください。

下の欄の概要のところですが，まずポイントとして1ですが，デジタル庁は中央省庁の外局ではなく，いわゆる内閣直置きの組織とされています。そして，2のところ，所掌事務についてですが，内閣補助事務としての企画立案や総合調整だけではなく，固有の分担管理事務も所掌しております。その固有の事務としては，重点計画の作成のほか，デジタル社会形成の基盤となるマイナンバー関係，それから，本人確認関係，データの標準化等のほか，国等のシステムの整備・管理に関する基本方針の作成，国のシステムの整備等に関する事業の統括監理，予算の一括計上及びその事業の全部又は一部を自ら執行することも定められております。

そして，3の組織のところですが，デジタル庁の長は内閣総理大臣です。そして，その下に関係行政機関の長に対する勧告権という強力な権限を有するデジタル大臣を置くこととしております。さらに，副大臣と政務官に加えて，民間出身者の登用を想定しております事務方トップの役職としてデジタル監を置くこととされております。

以上，簡単ではございますが，法律の説明を終わらせていただきます。

○門馬参事官 デジタル庁参事官の門馬と申します。よろしく申し上げます。今日は貴重な時間を頂きまして，ありがとうございます。

私の方からはデジタル庁で行います情報システム関係予算の一括計上について簡単に触れさせていただきます。

今御覧いただいておりますとおり、設置法上、一括計上の規定が4条2項18号のところに書いてございまして、そのイというところに国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を一括して要求し、確保することと定められてございます。

それから、ハのところに移っていただきますと、アンダーラインのところでございますけれども、当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に予算を配分するといったことで執行していくということが書かれてございます。

具体的には下の方の改革の基本方針におきまして、大きく分けて三つの政府情報システムを区分に分けて執行を行っていきたいと区分してございます。①、②と書いてありますけれども、①につきましてはデジタル庁自らがシステムを整備して、その後の管理もしていくということで、一括してデジタル庁がシステムを持つといったような性格のもの、それから、②としましては、デジタル庁、それから、各府省共同でプロジェクトを組んで、整備においてはデジタル庁が行うこと、整備し終わった後における運用については各省に実施していただくということを基本としております。その他、③といたしまして、各府省のシステムということで約1,000近くのシステムがあるわけでございますが、それにつきましては自らの予算で執行していただくというのが令和3年度までの措置でございますけれども、4年度以降につきましては、この③の各府省システムにつきましても一旦はデジタル庁の予算として一括計上させていただいて、そのチェック等をさせていただいた上で移替えという形で各省に予算を配分するといったようなことを予定しているところでございます。

以上、大きく分けて三つの形で一括計上予算ということでシステムの調達に関わってまいりたいということを考えて、これが一つのデジタル庁の大きな特徴かと思っております。

1枚目の方にちょっと移していただければと思うんですけれども、今御覧いただいているものが今申し上げました①から③の区分ということで、令和3年度にどれくらい一括計上したかということでございますが、①につきましては604億円、②の共同プロジェクト型につきましては2262億円という形で、③については一括計上はしていなかったというような形になってございます。令和4年度におきましては、更に③も取り込むといった方針でいきたいと思っておりますので、今全体で令和3年度ベースで約3000億ぐらい一括計上になっていたところが更に1000億以上の額を上乗せする形で、令和4年度は一括計上になるのではないかなと考えているところでございます。

ちなみに令和3年度ベースで国全体の政府情報システムというのは約8,000億あると言われております。行く行くは何らかの形でデジタル庁が全ての情報システムについて関与してまい

りたいと思っているところでございますが、1点ここに含まれていない一括計上以外の部分のシステムとしまして、特別会計に係るシステム、それから、一般会計なんですけれども、例えば電波法に基づくような特定財源、電波利用料を財源に施策を行うといったような特定財源に基づくシステム、この2種類については法律的な改正を伴わないとなかなかグリップすることが難しいであろうということから3年度は見送りになりまして、4年度以降、そこを引き続き検討して、結論を得て速やかに対応してまいりたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、情報システムの一括計上につきまして御紹介させていただきました。ありがとうございました。

○吉田企画官 続きまして、デジタル庁の企画官をやっております吉田と申しますが、更に御説明させていただきます。

○吉田企画官 こちらは8月25日にデジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会報告書ということでございまして、実際に調達制限に関して我々デジタル庁の方でかなり民間人材を採用しているということもございまして、そういった方々の利益相反を起こさないような形でどういったルールを作るべきかということでこちらの検討会合を行ってございまして、こちらの報告書がこちらの8月25日にまとまっているということでございます。こちらはそういった人材の利益相反の話の整理だけではなくて、調達における課題というようなところも併せて整理するというような形になってございまして、こちらのⅢのところでございますけれども、調達全般に係る課題ということで整理しているところでございます。

その中で特に6ページまで移っていただくと、多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定というところが調達の課題として上げられているということになってございまして、その中でも調達において一者応札自体はシステムや業務の特殊性により避けられない場合も存在するが、不当なベンダーロックインについては、その排除に取り組むことが必要であるということで、正に本日のこの会議の趣旨もこういったところになるかと思っておりますけれども、こういった議論が既になされているというようなところでございます。

ちょっと一つ一つの論点を上げていくと細かくなるので、幾つかピックアップさせていただきますと、例えば海外、英国やオーストラリア等ではデジタルマーケットプレイスという仕組みを使って、要はクラウドサービス等が調達しやすいような環境が実現されているから、そういうものを検討すべきではないかという御意見ですとか、あとはオンプレミス環境でのソフトウェア開発ということであるとか、ソフトウェアのソースコードのブラックボックス化みたいなものというのがある意味そういったベンダーロックインに寄与してしまっているのではない

かというような論点ですとか、そういったところがこういうところで上げられているというような形でございます。

さらに、この（３）のところではプロセスの明確化・透明性の向上ということで、実際に調達を透明化する上でどういった方策を考えるべきかというようなところで、実際にベンダーの方々の調達した調達内容をきちんと公開するであるとか、あとはベンダーの方々の評価というものをちゃんとプロジェクトが終わった後にやっていく、モニタリングしていくというようなところをやっていくべきではないかというようなところが書かれている形になってございます。こちらの報告書自体は取りまとめられてございまして、論点が上げられてございますので、デジタル庁としてもこういった調達改革の取組を今後デジタル庁も立ち上がりましたので、順次進めていくというような形になっているというところでございます。

詳しくは、またこちらの方を御覧になっていただきたいと思いますが、私の方からまず御説明は以上になります。

○大橋座長 占部様、門馬様、吉田様、ありがとうございます。

続きまして、総務省から池田様と羽田様がお越しになっているということですので、恐縮ですけれども、御準備がよろしければ資料４に基づいて御説明を簡単に頂けますでしょうか。

○羽田デジタル基盤推進室理事官 総務省デジタル基盤推進室の羽田でございます。本日は貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。

事務局の皆様の方から標準化・共通化の関係で少し話をという話を頂きましたので、資料を用意させていただきました。資料４ですが、おめくりいただけますでしょうか。

最初のページでございますけれども、いわゆる自治体システムの標準化・共通化と呼ばれている部分につきまして、これまでの取組・現状と目標・成果というものを１枚にまとめさせていただきます。左側でございますように、自治体ごとに情報システムのカスタマイズが行われていることによりまして、これまでですと、維持管理、それから、制度改正時の改修において自治体は個別対応を余儀なくされて負担が大きいという話ですとか、情報システムの差異の調整が負担となった結果、クラウド利用がなかなか円滑に進まないといった課題ですとか、例えば住民サービスを向上させる最適な取組を全国一斉で取り組みたいときに、なかなか全国へ普及させることが難しい、こういった課題がございました。

このような状況を踏まえまして、自治体に対して標準化基準といたしまして、システムが満たすべき標準化された基準に適合した情報システムの利用を義務づける地方公共団体情報システムの標準化に関する法律がさきの通常国会で成立いたしましたところでございます。

右側にありますように、この標準化法に基づく取組の目標と成果のイメージでございますけれども、今回の取組によりまして、先ほど申し上げたような人的・財政的な自治体の負担の軽減を図る、このことによりまして、人口減少下におきましても自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務等、自治体が本来注力すべき分野に資源を投入するということによりまして、自治体が非常に厳しい状況下でも行政サービスの提供を続けられるようにするというところでありますとか、先ほど一斉に全国へ普及させることが難しいという課題を申し上げましたけれども、それに対応するものとして標準化された環境下でオンライン申請を全国に普及させるためのデジタル化の基盤になるための取組と私どもは考えてございます。

現在、閣議決定等におきまして令和7年度までに自治体が標準化基準に適合した情報システムへ円滑に移行することができるように、各省におきまして標準仕様の作成でありますとか必要な工程を取りまとめた手順書の公表、また、今後は標準化基準への適合性確認方法の検討でありますとか自治体の進捗状況の確認、こういったことをやってまいるということになっております。

資料をおめくりいただきますと次のページですけれども、これまでのデジタル化の取組の経緯を述べさせていただいております。過去はもう御案内かと思っておりますけれども、真ん中ぐらいの下から4行目でございますでしょうか、R2年の12月末にデジタル・ガバメント実行計画というものが閣議決定されまして、この中で標準化の取組について一定のスケジュールをもって取り組むことが閣議決定されまして、その後、今年に入りましてから先ほどデジタル庁さんから御説明のありましたデジタルの法案と私どもの標準化に関する法律が閣議決定し、今国会で成立いたしましたという経緯でございます。

おめくりいただきまして次のページでございますけれども、標準化の法律の概要でございます。下側の箱の概要でございますけれども、①でございますが、先ほどから御説明申し上げております標準化の対象範囲でございますが、実は自治体の情報システム全てがこの標準化の対象となっているわけではありませんで、こちらに書かせていただいたとおりなんですけれども、事務処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から標準化の対象となるべき事務を政令で特定していくということになっております。この政令で特定する事務の対象でございますけれども、これが今※で書かせていただいております、よく世の中的に言われておりますいわゆる17分野、17業務と言われているものでございまして、児童手当、住基台帳とか選挙人名簿、それから、地方税、また、就学、国民健康保険、国民年

金、障害者福祉、後期高齢者医療、また、こういったいわゆる社会福祉関係の17分野というのが閣議決定によって対象とするということが決まっております。今後、その分野については政令で更に細かく特定をしていくということになってまいります。

概要の③に飛んでいただきまして、先ほど申し上げた基準というものでございますけれども、それぞれの先ほどの17分野を所管いたします大臣がそれぞれの分野のシステムに関して、必要な自治体が満たすべき基準、これを定めていくというところになっております。具体的にどういったものを定めるかというところなんですけれども、現在、各省庁が作成しております標準仕様書というものの中におきまして、システムが満たすべき機能要件でありますとか帳票要件、こういったものを定めてございます。今後はこの標準化の基準の中でこうした機能要件でありますとか帳票要件を定めていくことになろうかと思っております。

右側を見ていただきますと、④でございますけれども、地方公共団体が今後①の標準化の対象17分野の業務を処理するに当たって利用する情報システム、これについては、③の今申し上げた基準、これに適合したものでなければならないという形で自治体に義務づけをしていくということになります。なお、この標準化の基準につきましては、先ほど私申し上げましたが、各省は今現在その基になります仕様書を作っているという段階でございますので、今後令和7年度に向けて標準化の基準を作っていく、令和7年度の終わりまでにはそういったものの施行をしていくということになってまいります。

したがって、⑥のところでございますけれども、施行期日として、法律の施行期日は確かにデジタル庁発足の9月1日で施行はされているんですが、実際上、自治体を規則してまいります標準化の基準、これについては省令の中で施行期日は定めていくということになります。現在のところは令和7年度を目指しているというところがございます。

以上、法律の御説明でございますので、おめくりいただきますと、先ほどの令和2年12月25日に閣議決定されておりますデジタル・ガバメント実行計画におきまして示されたスケジュールでございます。

一番下でございますけれども、自治体におきましてはガバメントクラウドに載せられます標準準拠システムに移行していくということで、令和7年度という矢印が入っているのを御覧いただけるかと存じます。私が先ほど申し上げた標準仕様というのがこの矢印で申し上げますと、下から三つ目のところがございますように各省が標準化のための仕様を定めていると、こういうことございまして、来年の夏までの間に17分野の仕様書が出そろっていくと、こういうことでございます。

おめくりいただきますと、総務省におけます標準化の検討会のスキームでございます。総務省におきましては、先ほどの17分野のうち住民基本台帳、それから、地方税の部分と、それから、選挙人名簿の仕様書を策定していくということでございますので、それぞれについて検討会を開かせていただきまして、そこには自治体の実務の方に入っていただいてこれまで検討を進めております。住民基本台帳システム、住基システムについては昨年の9月に第1版を出させていただきまして、今年8月31日に2.0版を出させていただきました。また、税の分野についても1版は8月31日に公表されたというところでございます。選挙人名簿については、第2グループということで来年の夏を目指していくということになってございます。

続きまして、おめくりいただきますと、これまでの仕様の関係、特に私どもは住民基本台帳を所管している部局でございますので、こういった仕様書を取りまとめていますよということで、これはちょっと御参考でございます。

飛ばしていただいて、2.0版も飛ばさせていただきますと、それで、私ども仕様書を作るという作業と、他方で自治体との連絡調整という役割をこの標準化のフレームの中では負っております。標準化全体の企画立案というのはデジタル庁が負っておりまして、私どもは地方公共団体との連絡調整の役割等を負っているんですが、その一環ということでございますけれども、標準化・共通化を進めるに当たりまして、どのような手順で自治体の皆様が進めていけばよいかということにつきまして、1.0版という形でこの夏に進め方について手順書を示しております。見ていただくと、真ん中から下の方ですけども、作業手順といたしまして、計画立案、システム選定、移行フェーズ、それぞれに分けて必要になってくる作業、自治体の中で標準的に想定されるような作業についてお示しをしたところでございます。

またおめくりいただきますと、最後でございますけれども、標準化の関係、これは移行に伴いまして大変費用も掛かってくるということもございますので、令和2年度の第3次補正予算で1,500億円程度の移行経費に關します補助を付けてございます。これはJ-LISという地方公共団体情報システム機構の方に基金を造成するという形で行っておりまして、この基金を使って各自治体におきましては標準準拠システム、先ほど申し上げた標準化の基準を満たすシステムへの移行に注力していただきたい、このような考えでございます。

以上、ちょっと長くなってしまいましたけれども、総務省としての標準化の取組の関係について説明申し上げます。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。総務省の御説明でした。

以上、資料3と4について本来ですと質疑の時間も設けたいなと思っていただるところなんですけれども、お時間が無いので、これについては皆さん、こうした取組が行われているということとをちょっと頭に置いた上で、次の論点について御議論いただきたいということで進めさせていただきます。

今日御議論いただきたい論点というのは、資料2にまとめられています。この各論点について幾つか区切って意見交換させていただきたいと思います。事務局から最初に議論したい論点についてまず御説明を頂きまして、その後、皆さんから自由に議論していただきたいということで、それでは、事務局からお願いします。

○小室調整課長 それでは、私の方からお手元の資料2に基づきまして、本日御議論いただきたいと考えている論点について御説明させていただきます。若干予定を変更しまして、資料2の8ページまで、まず私の方から御説明をさせていただいて御議論いただくということでお願いしたいと思います。

まず1ページ目でございますが、ここでは国の機関及び地方公共団体に対する情報システム調達に関するアンケートの実施内容について紹介させていただいております。このアンケートは本年6月3日に依頼文を発送し、官公庁の計1,835機関に対してウェブアンケートを実施したものでございまして、7月末時点におきまして約1,000件の回答がございまして、回答率は約55%となっております。

本アンケートにおきましては、情報システムの調達・運用等においていわゆるベンダーロックインが発生しているのではないかとの問題意識から、次の三つの視点、すなわち①官公庁の情報システムに関する調達状況について、②官公庁の情報システムの調達等に関する人員体制の状況について、それから、③情報システム調達における独占禁止法上の論点についてといった視点に基づいてアンケートを実施したものでございます。この後、それぞれアンケートの結果を紹介させていただきますけれども、本日の意見交換会では①の視点の観点から御議論いただきまして、②と③の視点の観点につきましては次回の意見交換会で御議論いただければと考えております。

次に、2ページ目につきましては説明を省略させていただきます。

次に、3ページ目でございますが、ここでは既存の情報システムに関し既存ベンダーと再度契約することとなった理由等に係る調査結果を紹介してございます。これはベンダーロックインされているかもしれない契約について、その理由についてアンケートを実施し、その後、官公庁にヒアリングを実施したものでございます。アンケートにおきましては、その理由として

既存ベンダーしか既存システムの機能の詳細を把握することができなかつたためですとか、既存システムの機能に係る権利が既存ベンダーに帰属していたためとの回答が多く見られる状況となっております。

続きまして、4ページ目でございますけれども、情報システムに関する競争政策上の検討事項につきまして、言わばこの後の議論の目次となるような形で整理してございます。

一つ目でございますけれども、情報システムの疎結合化、これによって様々な事業規模のベンダーの参入が可能となりまして、新規参入が促進されるのではないかと。ただし、疎結合化によって必要な機能ごとに細分化されたシステムがきちんと機能するためには、個々のシステム間における円滑な連携、API連携等が必要ではないかといった点を検討事項として上げさせていただきます。

二つ目でございますけれども、オープンな仕様の設計や個々の機能自体のオープンソース化、これによって多様なベンダーの参入が可能となりまして、受注競争が促進されるのではないかとといった点を上げさせていただきます。

三つ目でございますけれども、発注者における人員体制等の整備、これによって情報システムの疎結合化やオープンな仕様の設計等を促進するのではないかとといった点を上げさせていただきます。

ここまでが総論でございます、この後から各論について御説明させていただきます。

5ページ目と6ページ目でございますけれども、ここでは情報システム間のAPI連携について調査結果等を紹介させていただいております。5ページ目におきましては、API連携に係るデジタル・ガバメント実行計画の記述を紹介させていただくとともに、情報システム間のAPI連携の程度についてアンケート結果をお示しさせていただきます。調査結果を見ますと、何らかの方式で情報システム間の連携が行われているようではございますけれども、情報システム間のAPI連携は余り行われていない状況が見受けられるというところでございます。

続いて6ページ目でございますけれども、情報システム間のAPI連携等の何らかの連携が円滑に行われるために整備される必要があるものとしたしまして、データの標準化につきまして、まずデジタル社会の実現に向けた重点計画の記述を紹介させていただくとともに、データの標準化に関わるアンケート結果、官公庁へのヒアリング結果を紹介させていただいております。

そして、以上の調査結果等を踏まえまして、最後にAPI連携等にある情報システム間の円

滑な連携が行われるための論点の例といたしまして、ひし形のところでございますけれども、A P I連携等により情報システム間で円滑な連携が行われることは、情報システムの疎結合化において必要不可欠か等々、それから、データの標準は、例えばスイッチングコストの削減や既存ベンダー以外のベンダーの参入障壁を下げるなど、競争政策上どのように評価できるか等々、以上、こういったことを論点として挙げさせていただいています。

以上、情報システムの疎結合化、A P I連携による情報システム間の円滑な連携について事務局資料を御説明させていただきました。

続きまして、議論をもう少し進めさせていただきまして、次にオープンな仕様の設計について事務局資料の7ページ目、8ページ目を御説明させていただければと思います。

7ページ目におきましては、情報システムの仕様作成において工夫・留意している点や仕様の設計に当たっての課題に係るアンケート結果をお示しし、その後、官公庁へのヒアリング結果を紹介させていただいております。そして、以上の調査結果等を踏まえまして、最後にオープンな仕様の設計及びその課題に係る論点の例といたしまして、例えばベンダーロックインの防止やあらゆるベンダーの参入を可能とするなど、オープンな仕様の設計を前提とした調達を行うことは、競争政策上どのように評価できるか等々についてお示しさせていただいたところでございます。

それから、8ページでございますけれども、発注支援業務を行う事業者の活用につきまして、情報システムの構築業務案件に係る仕様書の作成方法に係るアンケート結果をお示しし、その後、官公庁へのヒアリング結果を紹介させていただいております。そして、以上の調査結果を踏まえまして、最後に発注支援業務を行う事業者の活用に係る論点の例といたしまして、発注支援業務を行う事業者の活用、例えばベンダーロックインの防止、トータルコストの削減、ベンチャー企業を含む発注支援業務に対する新規参入の促進につながるなど、競争政策上どのように評価するかなどなどといった点をお示しさせていただいております。

以上、オープンな仕様の設計について事務局資料を御説明させていただきました。

取りあえずここで一度区切りをお願いいたします。

○大橋座長 ありがとうございます。

事務局でアンケート調査を実施していただいて、それが全部で1,835機関に対して行ったアンケート調査を基にして、幾つか課題を事務局の方でまとめていただいたということの前半部分の論点を頂いたところです。簡単に言うと、システム間のA P I連携についての論点、もう一つがオープンな仕様の設計についての論点、それぞれ調査結果を基にして事務局から具体的

な論点として、ページの下にひし形の印が書いてありますけれども、そこが論点ということで、ページの下の方に書いてあるということですね。これについて皆さんから自由に御意見いただいて、今後の議論を発展させていきたいなと思っていますので、是非頂ければと思います。冒頭、事務局からありましたが、何を使っていたとしても構わないので、御発言の意思を示していただければ私の方から指名をさせていただこうと思います。どうでしょうか。

それでは、吉本委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○吉本委員 まず単純な質問です。ガバメントクラウドで疎結合化との話なんですけれども、これは何かPaaSみたいなプラットフォームをまず政府で調達してから、その上にアプリみたいなものを色んなベンダーに入ってもらって作るみたいなことを想定しているという意味でしょうか。単純にまず前提としてお伺いしたいんです。

○小室調整課長 では、事務局からお答えさせていただきます。

今、吉本委員おっしゃったような御認識で正しいとこちらとしては理解しているところでございます。

○吉本委員 分かりました。ちょっとそれについてまた質問してもいいですか。

○大橋座長 どうぞ。

○吉本委員 ベンダーロックイン対策としてのオープンソースという意味は、今後はアプリのロックイン等がなされないように、例えばアプリをオープンソースで作ってもらう様にするという意味合いの理解でまずは合っていますかね。

○大橋座長 必ずしも手段を問わないと思います。

○吉本委員 分かりました。ちょっと前提事項の確認でした。またちょっと深まってきたらお話しさせていただきます。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、関委員、お願いいたします。

○関委員 ありがとうございます。

より多様な事業者が公平な競争でより良いシステムを作っていくという観点に立った場合に、やはりここの論点で出されているような疎結合化みたいなことは一つ重要だとは思っています。ここで言われるようにAPIを經由して連携することというのは大変重要だと思っているんですけれども、今なぜそれができていないかという、やはり一つの調達が大きくて、データと機能と、あとID管理とかが全部一緒くたになっているので、なかなかそれを分解して考えることが難しいということが一つ。

あとは、やはり既存のインターネット上で使われるようなシステムというのが使えないので、既にAPI連携して使えるような製品とかシステムというのはあるわけですが、それがクラウドの色々な制約だったりとかL2/L3経路でしか使えないとか、そういったことで利用ができないということで、なかなかマイクロサービスを組み合わせてシステムを作るみたいなこと自体が非常に難しいと。結局既存のシステムで便利なものが使えなかったりするんで、連携のシステム自体を自分たちで作るみたいなことになって、でも、結局1社で作っているからわざわざ自社の1社のシステムの中で疎結合のものを設計すること自体が余りインセンティブも無いですし、再利用される先も無いので、やる意味も無いみたいなことになってしまっているのかなと思います。

○関委員　なので望ましいんですけども、それをやれる環境がなかなか無いよねというところが一つポイントかなと思います。

○大橋座長　そうした中で先ほど関さんが冒頭でおっしゃっていただいたように、多様な事業者が公平な環境の中で調達ができるような仕組みを作っていくときに、関さんの目線だとどんなところが重要ということになりますか。

○関委員　まず、そのガバメントクラウドのようなクラウド環境というものがよりオープンなシステムがちゃんと使えるような仕組みになっていくのかどうかというところが一つ。要は特殊な要件を知っていないと開発できないみたいなことになると、新規参入は難しいですよという話の一つ。あとはAPI自体もやはりある程度定義、APIの標準化みたいなことも考えていくべきだとは思っています。例えば認証に当たっては既存のOAuth2の認証を使いましょうとか、そういうただ単にAPIを作れば良いということよりも、こういう場合はこういう形でのAPIが普通ありますよねみたいな形で決めていくということがあるといいかなと思います。

あとはちょっと論点も飛んじゃうかもしれないんですけども、疎結合化とはちょっとずれてきますけれども、やはりランク、A B C Dとランク付けされていてなかなか参加できないみたいなこととか、各自治体ごとに調達の参加資格があるみたいなこと自体がかなり競争を妨げているかなと思います。

○大橋座長　ありがとうございます。

もしよろしければ、続いてどうでしょうか。指名してもいいですか。

落合委員、どうですか。

○落合委員　ありがとうございます。では、私の方から今関委員の方がお話しされた点も踏ま

えながらまず議論できればと思っています。

関委員も御指摘になったとおり調達単位を小さくするという事は、参入の事業者を増やすという意味でも重要ではないかと思っています。余りに大きくまとまってしまうと、やはり大手の一部のベンダーだったりですとかが有利になり、参入できる企業が少なくなるという方向に働くのは間違いないと思います。必ず全ての調達にスタートアップが参入できるべきだとまでは思わないですが、ただ、内容によって中小企業であったりスタートアップを利用するという事でも非常に重要な視点だと思いますし、競争を活発にするという意味では重要なことだろうと思います。そういう意味では調達単位を少なくしつつ疎結合することが重要です。疎結合するときの方法としてはAPI等を利用できるようにしていくというのは重要なことだと思います。疎結合とAPIの連携を進めるということセットにして進めていくということは非常に重要なのではないかと思います。

また、後半のオープンな仕様の設計についても後でコメントさせていただければと思います。

○大橋座長 関さんがおっしゃったのはAPI連携、あらゆるものに求めるのはどうかという御指摘だったような気もするんですけども、そういうことでの理解でいいですか。

○関委員 そうですね。要はサービスをどのようなときに分割するとAPIが有効に活用できるのかみたいな話だとは思っていて、結局仕様の中で作るものをいわゆるアーキテクチャとして考えたときに、データと機能をちゃんと分離して考えると、先ほど言ったように認証のロック、認証する、認証認可を行うという機能とデータを入力するみたいなこととをちゃんと分けて考えると、要はシステムを分割しやすくなります。そうしたときにアーキテクチャがきれいに分かれていれば、その間はもちろんAPIで作った方がいいんですけども、全然関係ないところでAPIをやたら増やしても、いわゆる疎結合、システムの良い疎結合には至らないよねという形ですね。

○大橋座長 なるほど。ありがとうございます。

○関委員 なので、どう発注単位を分割するべきかというノウハウが設計者側に求められるというところが一つの論点かなと思います。

○大橋座長 発注者の人材の問題というのも後ほど出てくるかもしれませんが、あり得るということですね。

○関委員 はい。ある程度テンプレート化みたいなものは国の方で提示できるかもしれないなと思いました。

○大橋座長 テンプレートは発注様式のテンプレート化ということですね。

○関委員 そうですね。考え方のガイドという感じですかね。どういう部分は疎結合にすべきかみたいな。発注を分割するといったときに仕様設計のフェーズと開発のフェーズを分割するみたいな話と部品ごとに作るという話は全然違う話なので、そこをちゃんと考えて設計する必要があると思っています。

○大橋座長 分割発注は別の部分で不幸な歴史もあるので、そういうようなことではないという事で、ありがとうございます。

○関委員 はい。

○大橋座長 落合委員は手が挙がっていますね。

○落合委員 そうです。まだちょっと御発言が少ないので追加してというところです。仕様の設計の部分をどうしていくのか、また人的体制をどうするのかです。標準化してできるだけ発注する側が分かるようにしていくというのも重要なんですが、単純な人員の能力向上というのも非常に大事だと思います。発注者側でしっかり人的体制を整備していきつつ、ただ、仕様書の設計プロセスというところも標準化だったりですとか、あとは今はやっぱり調達のと きになかなか外から見えにくいというところがあると思いますので、仕様のプロセスだったりですとか仕様書自体のオープン化などは、それぞれ留意しながら進めていくということが重要なのではないかと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

吉本委員、お願いします。

○吉本委員 オープン仕様の話が出たので、そこについてちょっとコメントさせていただきたいのですが、そもそもなぜその話をしているかという、行政のシステムを進化していきたいというのが目的ですよね。進化させていくためにはやっぱり競争が必要で、いろんな人に参入してもらって、いろんなアイデアを出してもらうことが必要ですよね。その土台としてはやっぱりオープン仕様にすべきだよというロジックと理解しています。ただ、ちょっと私が振り返るべきだと思うのは、じゃあ既存のシステムの改更・更新というところにベンダーロックインが掛かっていますというのは分かるんですけども、例えば新規のシステム、政府のシステム調達でも毎年10%から20%ぐらい新規システムを調達していますよね。そこも結局いわゆる霞が関に通っているベンダーで占められていないかというところをどう見るかだとまず思うんですね。それはそもそも新規システムなのでロックインされていないじゃないですか。ソースコードという意味では。

なので、本質はオープンソースかどうかじゃないんじゃないかなというのがちょっと提唱し

たいことです。いや、確かにオープンソースは競争を促すための多分重要な一要素だとは思いますがけれども、オープンソースは手法であってゴールじゃないはずですよ。むしろここにいらっしゃる方はみんな何となく賛同いただけると思うのですが、多様なベンダーが公共調達に集わないのは、そもそも公共調達の情報の見つけにくさとか、あと複雑さ、あとやっぱり質とかよりも説明責任の方が上位に来るというあたりの面倒さですよ、民間からすると。それによってそれこそスタートアップや中小企業が集わないわけですよ。

だから、その根本を変えて多様な事業者さんが集まるインセンティブを作る事こそ競争を促す王道だと思います。公共をやっている面白いと思うインセンティブが無いので、そもそも呼ばれた一社しか来ないということなんじゃないかなと思うんですよ。そこは何かちょっとゴールと手法を間違わない方がいいと思うんですけども、そこだけちょっと思いますね。

○大橋座長 公共調達における参入の情報提供とかそういうところというのは依然として重要な課題であるという認識は持っているものだと思いますが、更にしっかり取り組むべきだという御指摘は分かります。ありがとうございます。

○吉本委員 すみません。ちょっと補足だけさせていただくと、取引って発注側と受注側の論理が両方大事だと思うんですね。例えば公正取引委員会のホームページを見ていても、事業者さんの創意性と消費者の利益のためにとって受発注両方の話を書いています。若干ちょっと気になるのは、発注側の論理に割と最近の話の流れが偏っているなという気はします。受注者側というかサービスを提供していた側へのリスペクトだとか論理の話が余り入っていない気がちょっとしています。そこを若干危惧していて、何でかというところ、競争を促すこと、進化を促すことがゴールなわけなので、彼らがどんどん入っていく仕組みというのはやっぱり最後ゴールに置いて考えなきゃいけないときに、オープンソースは一つ大事な要素だと思うものの、すべからずオープンソースにせよとなりますと、例えば分かりやすい話、マネーフォワードさんがGov-Cloudの中に仕組みを作るかですよ。そういう優秀なスタートアップは来るでしょうか。僕は来ないと思うんですね。それはやっぱり独自の仕組みだとかを蓄積して、お客さんの声を蓄積してって価値を提供して、そこに資本主義の論理が入ってくるからですよ。そのソースを公開しろと言われると、正当な競争を勝ち残って蓄積した独自性を否定することになるわけじゃないですか。よって、本議論におけるオープンソースというのはまずこのことを指していて、何をオープンソースにするのかというところの定義こそに神が宿っていると思うので、余りざっくりばらんな議論をしない方がいいと個人的には思います。

すみません、長々と失礼しました。

○大橋座長 ただ、いろんなシステム上の問題を抱えちゃっていることは事実なので、多分そういうところも我々は見えていかなきゃいかんというところはあるかと思います。調達というのは、そもそも競争性というのは産業育成と一体なので、その二つの両輪で走っているというところは皆さん意識があるところだと思っています。

ちょっと落合さん、手が拳がっているんだけど、ほかの方もいるのでちょっと待ってもらって、是非、御意見を頂ければと思いますけれども、どうでしょう。

楠委員、お願いします。

○楠委員 どうもありがとうございました。

今までの一連のやり取りを聞いていて面白いなと思ったのは、一つはシステム調達とかデジタル関係でも分離分割という話があるのかなというのが一つ興味深くて、同じものを分割するというよりも、むしろ違うものに分けていくという分離発注の発想に近いのかなと、そういう印象を持ちました。

それから、吉本委員がおっしゃった新規のものについて何で入ってこないの、あるいはそこに制約があるんじゃないのというのは今までもお話にあったような例えば資格の制約とかランク制とか、そういったところにももしかしたら制約があるのかもしれないし、独特の発注者の論理、既存の大手ベンダーの方の話とか、そういう保守的な態度というのがあるのかもしれない。そういうような印象を持ちました。

それから、あとオープンな仕様の設計について言うと、今まで議論は無かったと思うんですけども、意見招請の話は一つポイントになるのかなと思っています。ただ、要はアイデアとか知識自体に価値があるので、果たしてそこを無償でいろんな情報を提供されるのかなというのは少し危惧するところですけども、そうすると、今度は発注支援という話になって、発注者支援でカバーするのか、あと民間でどうするのかというあたりの選択も問題になると思うんですけども、いずれにしても、知識に価値があって、それにきちんと対価を払うという発想が大事だと思うんですね。ただ、今までの発注者の発想は、その辺は無償でやってくれるところを探すというので今までお付き合いがあるところはどうしても流してしまうし、そこでどうしてもロックインの方に入ってしまうというようなところにも問題があるかもしれません。技術的な部分以外での問題、発注者の行動パターンみたいなのところにももしかしたらポイントがあるのかもしれない、そう思いました。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

もしよろしければ川濱先生，武田先生，どうでしょうか。

お願いします，川濱委員。

○川濱委員 今の楠委員の発言とほぼ同じ意見ですが補足的に説明いたします。これはまず発注者側から見ると，どういうインセンティブを持つかが問われることかと思えます。要するに分割発注で，疎結合のAPI等々を利用するために一番効率的に自分の行動を制約されないような形で行動するようなインセンティブを持ってくれたらいいけれども，結局そういうことをするとシステム間の調整等々に関して，自分が分かっていないと発注できないとなったら，ある意味怖くて，そのリスクなんかをどこかに丸投げすることによって官公庁の場合は安全を取ろうという形になるということに，誰しもなっていくことがまず問題なのではないでしょうか。

そのためには，やはりこの手の方針が良いということになると，例えば今問題となっているのが地方公共団体のことだとしますと，とりわけ小規模な地方の場合では一つのシステムを買ってしまった後に言葉は悪いが，低リスクにしたいが，経験が乏しいとしたら，どうでしょうか。これはまず第一段階としては，こういった調達している側の方がそういったインセンティブを持って，能力を持たなきゃいけないけれども，そのような能力とインセンティブを持つインセンティブも今のところ存在しないとしたら，そういった体制づくりとともに，まずそれを必要とするような状況というのを何らかの介入なしでは難しいのではないかと感じます。

もう一点，既に御指摘があったように，発注支援業務を行う事業者の選定の問題というのが重要だと思います。十分な経験と能力を持たない地方公共団体であれば，発注支援業務を行う事業者を利用しなきゃいけないということになるかと思えますが，過去の例を見ると，発注支援業務を行っているものが場合によっては私的独占や不当な取引制限の主体になっていることがあります。適切な発注支援業者の選定や業者との契約の形態に関してもかなり学習，それも広い意味における発注者側の能力の問題が重要かも知れません。

それに対して，こういった場合に問題があるかということに関する指導等々の問題というのはやっぱり重要なんだろうなと感じます。これまでの経験では，そういったものがなかったか，あるいは先ほどの総務省の紹介の中にもあったように利益相反のあるものを選んではいけないとか，そういった形の影響というのはあるんですけれども，そのような問題について何を注意すべきかなどについての共通の理解を作り出すことも必要なのかなという印象を受けました。

雑駁な印象ですけれども，以上です。

○大橋座長 どうもありがとうございます。

武田委員，いいですか。

○武田委員 ありがとうございます。

まず、事務局から御提案いただいたオープンな仕様でありますとか標準化というのは、さきに委員の先生方の発言で色々留保があったとは思いますが、基本的な方向としては必要なことだと思います。その上で楠先生と川濱先生が先ほど述べられましたように、発注者側ですね。能力というよりも発注者のスタッフないし職員レベルでのベンダーロックインを避けるインセンティブ、これが重要ではないかと個人的に思います。

以上です。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

落合委員、先ほどちょっと妨げちゃったんですけれども、すみません。

○落合委員 ありがとうございます。

私の方も先ほどの仕様のオープン化の話についてですが、御指摘があったとおり、必ずしも全部オープン化するというよりかは、ある種のツールとしてそういうのも使っていくということだと思います。企業努力の観点もあったと思うんですけれども、セキュリティの観点でこの部分は開示しない方がいいとかそういうものもあると思いますので、そういった意味では一定の範囲で、オープン化の手法を利用していくのが重要ではないかと思っています。

また、御指摘あった中で、ベンダー側の悲哀というお話もあったと思うんですけれども、ある種仕様書を作っていく段階から色々なベンダーの意見を聴いていながら作っていくということも必要だと思います。その際に一つ注意が必要なのかなと思うのは、今の発注のプロセスの中でもそういう仕様書を作成したりするのを補助している事業者がベンダーとつるんで案件を回したりしているみたいな話に接することが結構あったりします。そういった点で非常に不適切な行為が行われる可能性もあるんだと思います。こういった仕様の内容の情報交換だったりですとか案件の回しみたいなのは相当露骨だと思うんですけれども、そういう利益相反のところにはちょっと気を付けながらいろいろな仕様書の補助の事業者に入ってもらえるようにするというのは重要かなと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

落合委員、関委員、そして吉本委員と、おっしゃっていましたが、オープン化と一言で言っても仕様はオープンなだけけれども、最後の最後にロックインが掛かっていますみたいなことも多分あるんじゃないかと思って、これは論じるのが抽象的にはできるんですけれども、多分個別に課題が宿るところも結構あるかなというのが1点あるのと、あと、今落合委員が正

におっしゃったように発注者支援業務というのは実際やっているわけですが、支援した業者は多分受注しちゃいけないとかそういうようなルールは多分あるんだと思いますが、ただ、他方でよくよく見ると回しているみたいなこともあるのかもしれないという御指摘ですよね、今のは。

○落合委員 はい。おっしゃるとおりです。

○大橋座長 そのあたりというのは関さん、ガイドラインみたいなことをおっしゃったと思うんだけど、そういうところなんですかね。あるいは人材育成といっても何か抽象的過ぎてどんな人材なのかよく分からんというのものもあるんですけれども、どうですか、そのあたりは。

○関委員 関です。よろしいでしょうか。

ある程度ガイドライン化というのは可能だと思います。例えばアンケートの中にあっただデータの利用権がベンダー側にあってロックインされてしまいましたみたいなのは7%ぐらいでそんなに多くはなかったんですけれども、ああいうのはやっぱりあり得ないですね。システムの内容にもよりますけれども、そもそも自治体を持つべきデータがベンダー側の権利になっていたみたいなことがあるとしたら、やはりそういうのは避けるべきですし、何の権利がどこにあるのかということは非常に重要だと思っています。

例えば韓国とかの場合は、調達したものは全て韓国の国の権利としてちゃんと譲渡した形で自分たちでもメンテナンスできるようにしていくみたいなことは当たり前に行われているわけです。なので、そういった気を付けるべきことという部分はガイドライン化できるのかなと思っています。

あと、先ほど吉本委員の方からオープンソースの話とスタートアップとかが健全な競争を生むみたいなのところの話がありましたけれども、そういったところも私は割とオープンソース推奨派ですけれども、全てオープンにしなきゃいけないわけでは当然なくて、国とか自治体の方でしっかりとファンダメンタルな部分を作っていくみたいなことは、やはりオープンソースでやった方がいいと思っていますし、いわゆるSOEと言われるような、システム・オブ・エンゲージメントと言われるようなユーザーインターフェースに関わるのところとか各社のいろんな工夫で、創造的業務で国とか自治体だけが考えるよりも企画力がすごく重要みたいなもの場合には、やはりそういういろんな人たちがインセンティブを持って参加できるようなことが必要だと思いますし、やはりどこの範囲をオープンソースとかオープンな仕様にして、どこの範囲は仕様を作るところから一緒にやってもらうのかみたいなことは、線引きがあるのかなとも

思います。

○大橋座長 ありがとうございます。実はオープンソースはまた次のところでも何か論点に出ているみたいなので、またちょっとそこにも引き続いて議論を続けたいと思いますが、吉本委員、お願いします。

○吉本委員 すみません、冒頭にさっき発注者支援業務について皆様から御意見があつて、発注者支援業務をやる人たちと実際に構築をする人たちがつるんでいるケースがある、若しくは無い、そこは気を付けなきゃいけないみたいな論点がありましたけれども、ちょっと危惧しているのは、ガバメントクラウドにおいて例えばPaaSを導入するのか分からないですけども、PaaS事業者は最初のハンズオン支援、アカウントを作成したりするときにハンズオンを支援したりしますよね。その彼らがアプリも作ったら、何か発注者支援業務をPaaS事業者がやり、かつアプリもPaaS事業者が構築するみたいな事態にならないですかねというのがちょっと気になりました。今までそういうことはあり得なかったんですけども、PaaSの上にアプリを作っていくとなったときに、当然PaaSのプラットフォーマーというのは最初のハンズオン支援をしたりするわけなので、当然最初の意見招請のときとかに政府からどういうアーキテクチャでやったらいいですかとか助言を求められると思うんです。それって既存の概念で言えば発注者支援業務に近いわけで、上流の仕様情報を握れるという意味で、その方たちがそのままその後アプリを作るというのは危ういと思います。ただ、いいものを作れるかどうかという観点で、本当にそれが悪いかどうかは分からないですよ。分からないんですけども、それはちょっと論点化した方がいいなとは思いました。

○大橋座長 ありがとうございます。難しい問題というのは常にあるということだと思いますし、これは公の話をしていますけれども、民間事業者も別にわざわざ高いものを買いたいと思わないので、似たような話というのは、共通しているところというのは恐らくあるということだと思います。

せっかく関委員も次の論点のお話をしていただいたので、ちょうどいいですから、事務局から次の論点をお話ししていただいて、ちょっとまた続けていけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○小室調整課長 では、事務局から説明させていただきます。

次に、情報システムのオープンソース化につきまして事務局資料の9ページ目、10ページ目を御説明させていただきます。

9ページ目におきましては、オープンソースウェアの活用、機能のオープンソース化に係る

デジタル・ガバメント実現のためのグランドデザインの記述を紹介させていただくとともに、情報システムのオープンソース化の実例として、東京都の新型コロナウイルス感染症対策サイトですとか、それから、国土地理院の地図について紹介させていただいております。そして、以上の調査結果等を踏まえまして、最後に情報システムのオープンソース化に係る論点の例といたしまして、例えばベンダーロックインの防止、ベンチャー企業を含む新規参入の促進につながるなど、情報システムのオープンソース化は競争政策上どのように評価できるかという論点、それから、オープンソース化を進める上での留意点、例えばオープンソース化に向いている情報システム（機能）、コスト面、独自技術の保護、発注者側の対応の必要性など、どのような取組が競争政策上望ましいと考えられるかといった点をお示しさせていただいているところでございます。

それから、10ページ目でございますけれども、ここでは諸外国における情報システムのオープンソース化に係る取組を紹介させていただいております、米国、EU、英国、インドのソースコードの公開に係る方針について記載してございます。各国ともオープンソース化に係る取組を進めている状況にあると承知しているところでございます。

以上、事務局から情報システムのオープンソース化につきまして資料を御説明させていただきました。

○大橋座長 ありがとうございます。

御意見としてあったのは、オープンソースというのは大きなプリンシパルというかフィロソフィーとしては重要であると。ただ、全てオープンソースというのは本当にあり得るんですかという話も他方であって、それは各社のプロプライエタリィな部分もオープンソースの中に入っていないと使えないというところもあると思います。他方で、過去の歴史を見るとそういう例外事項を設けると、実は例外が標準になるみたいなのころがあって、全てオープンソースじゃないみたいな感じに定義づけられちゃうこともあって、ここはしっかりオープンソースが重要だというところは譲っちゃいけないところもあるのかなという感じもしますので、ちょっとこのあたり、もし御意見あれば引き続き御指摘いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

関委員、お願いします。

○関委員 ありがとうございます。

補足的に御説明させていただきますと、各国はやはりオープンソース戦略というのは、結構以前からやられてきているものです。一方で、日本においては戦略らしい戦略が余らないとい

うことは一つ課題だと思っております。もちろん私自身、オープンソースは今までやらない過ぎたので、やった方がいいと思っているんですけども、ただ、先ほど吉本委員がおっしゃったような既存のベンダーのこれまで蓄積して開発をしてきたソースコードまでをオープンソースで公開しろというのはやり過ぎだと思うので、そこは国とか自治体が主体的に仕様を決めて発注する場合とか、あとは既存の知的財産を侵害するようなレベルのことではないとか、多分条件は付くんだと思うんですけども、何%を目指すとかそういった目標みたいなのは入れてみてもいいんじゃないかなと思いました。

○大橋座長 ありがとうございます。

吉本委員、お願いします。

○吉本委員 これちょっと素朴な疑問なんですけれども、多分ガバメントクラウド上にできるアプリというのはほぼSaaSになると思うんですね。SaaSとオープンソースはどう両立するのかというのは、多分これは解を持っている人余りないんだと思うんですけども、それを皆さんどう思われますか。SaaSというのはお客さんからの声を蓄積して行って、お客さんに好かれて、お客さんのUXを極限まで向上していった人たちがそれによって更にお客さんを獲得して行って、更にお客様のニーズをかなえられると、そこに資本主義のループがあるんですよ。クラウドバイデフォルトと言う限り、それは今後のトレンドですよ。今後大体のいけているシステムが普通オンプレじゃなくてSaaSになっていきますよね。そのときのオープンソースとSaaSの両立はみんなどう考えていらっしゃるんでしょうかというこれは素朴な疑問なんですけれども、皆さんどうですか。

○大橋座長 関委員、お願いします。

○関委員 関です。すみません、ちょっと私ばかりになっちゃいますけれども、手短かに話します。

すごい良い論点だと思っています。SaaSとオープンソースは当然両立しないと思っていますので、SaaSの方で良いシステムがあって、それが安ければそれを使った方がいいと思っています。もちろんさっき言ったようなデータの権利がよく分からないとか、突然すごい値段が上げられたらどうするかとか、そういったものはクリアした上でですけども、なので、別に何でもかんでもフルスクラッチで作るよりも、良いものがあったら組み合わせて使うという方を選ぶというのは当然のことだと思います。

○大橋座長 よろしいですか。

ほかの委員も聞きたいのですが、吉本委員、お願いします。

○吉本委員 ごめんなさい。そのときにSaaS事業者のシステムの一部にオープンソースを使ってねじゃなくて、彼らを実装したのに関してソースのオープン化を求めるかどうか一つの論点だと思うんですね。

○関委員 私の意見としては、求めないということだと思います。

○大橋座長 オープン化というのは一つの手段にしかすぎないので、やりたいのはいかに競争性がありつつもベンチャー支援とか、そういうところも御意見としてあったと思いますけれども、そういうものを両立するような方法は何でしょうかというところを多分考えなきゃいけないくて、そういう意味でいうと、オープン化は重要であって、していかなきゃいけない部分はあると思うんですね。今おっしゃったSaaSの部分だけで全て語れないようにも思います。そういう意味でいうと、SaaSも良い論点だと思いますが、ほかもあるので、ちょっとそういうものも含めて全体観を持って議論する必要はあるのかなと。あるいはどこの部分を議論しているのかというのははっきりさせる必要があるということだと思います。ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

では、楠委員、お願いします。

○楠委員 ちょっと技術に詳しい方とかみ合っていない話になりそうで怖いんですけども、ちょっと感想めいたことを申し上げますと、議論はありましたけれども、どこまでオープン化するのかというのはノウハウの関係もあるので、そこは論点になると思うんですが、あともう一つ先ほど申し上げた発注者側の行動として、一部の発注者だけがそういうオープン化とか競争性を高めるという行動をしたときに、本当に一つの発注者だけだとやっぱり怖くてできないと、そういったおそれ、委縮してしまう可能性というのがあるのかなと。ただ、これは競争がどういう結果をもたらすのかというのがちょっとよく分からないので、発注者がどう行動するかも分からないですけども、やっぱりもしやるのであれば、一部でもうまくいく話なのか、それとも全体として発注者共同でいろんなことを進めていく必要があるのかなというのは、ちょっと検討の課題なのかなと思いました。

あともう一つ、オープン化という話もあるんですけども、公共工事によく出てくる、むしろ設計と施工を分離するというよりもデザインビルドまで全部一括してやるという話も後から出てくる話でもあるので、将来的に実はオープンにしたんだけど、やっぱりデザインビルドだったねという展開もあるかもしれません。論点としていろいろあると思うので、いろんな可能性を考えながら議論したらいいかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○大橋座長 デザインビルドにするのかどうするのかというのは、多分何を調達するのかで判断しているということだとは思いますがけれども、先ほどおっしゃった怖いというのは、応札者がいないと、それを怖いとおっしゃっているんですか。

○楠委員 そうですね。もともと大手さんに依存しているところが自分だけ切り開いたときに不成立になったら怖いというようなことを考えて、やっぱり保守的な行動に出るんじゃないかという危惧はちょっと持っているんですけれども、これもどういう結果をもたらすのかというのは何とも具体的には言えないので、可能性として挙げました。

以上です。

○大橋座長 ということで、未知の世界なので、そういう恐れは常に抱くんですけれども、こういうところである程度議論をこなしておかないといかんということだとは思いますが、ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。落合委員、よろしいですか。

○落合委員 では、ちょっと私からも2点ほどです。発注するに当たってどういう分割の仕方があるのかとか、先ほどのビルドの話もあったと思うんですけれども、やはりいずれの場合でも結局発注する側が分かって発注していないと適切に発注できないということはそうだと思います。さっきのSaaSの議論だったりですと、どこをオープンにするか、オープンにしないのはどの部分かを含めて、全体像を分かった上で今何をやろうとしているのかというのがよくよく分かってやらないといけないと思います。これは全体のシステムというのがどのように国、政府の側で作っているのかというのを理解するのが重要なと、あとはそもそもそのあたりを考えられる能力のある人が配置されているかという2点が重要だと思います。

第2点目になりますけれども、オープンソースが有効だと思われるものについて実施することを考えると、SaaSですとか一部事業者側にノウハウだとか権利を留保するのもあると思うんですけれども、一方でオープンにしていく部分もあると思います。例えば図書館のシステムも省庁ごとに別々に作っていると、何か本来的には意味がなかったりと思うので、共通して使える部分を見つけるとか、そういう省庁間だったり自治体をまたいで使えるようにするための整理みたいなのを役所の方で示していった方が良いのではないかと思います。

例えば知的財産権とかが取得できている若しくは実施・使用権が確保されているとか、オープンソースになっているか、こういう形で作っていかうとか、発注の段階からみんなで使えるものについてはなるべくそうなるように設計していかうとかを求めていけるとより効率的に発

注ができるんじゃないかと思います。

○大橋座長 今、落合委員が御指摘になってそうだなと思ったのは、結局一般競争入札を進めてきた結果、発注者に知見が残らなくなったというのはあるんですよね。要するにあれは公告して札が来て一番低いのを取ると、それだけですから。別に何もそれ以上のことを学ぶ必要が無いということなので、ある意味、発注者に研鑽する能力も意欲も奪ったということが多分あるんじゃないかと思っています。今回のシステムの話というのは、従来の調達とは随分違うというところは多分すごく念頭に置かなきゃいけないところなのかなということで、今御指摘いただいて改めて思いました。ありがとうございます。

川濱委員、どうですか。

○川濱委員 もう既に指摘があったとおり、もともと要するにオープン化は向いている部分と向いていない部分があるし、それから、当然のことながら原則として発注者にカスタム化したものに関しては、それは発注者に帰属するという権利があるかも分かりません。そうでない部分という持っているものをそのまま使わせている場合は、それが権利となることは当然なわけなんだから、これは分かった上で我々はこの問題にタッチしているんだと。オープン化自身が、それ自身が目的なのではなくて、適切な競争が行われる状況は何かと。競争の機会があるとともに、本来の持っている利用者の固有の財産権の保護というのは、これは競争が適切に行われるための前提条件ということなんだろうと思うんです。

それで、そうだとすると、ここでの例えばオープン化をどこまでするかというときには、一応個々の発注システムに関して適切な形の契約の設計の方法、方針がどうあるかという問題に関わってくるんじゃないでしょうか。多分そこで適切な筋道を立てるときにかなり発注者側の能力で評価されているんだろうし、今はその発注者側の能力というのがそれぞれの個別の発注経験だけでは向上しないのだとしたら、少なくとも類似したものに関しては視野を入れることのできる政府の機関がそれらに関して基本的なガイダンスなりを作っていくことが必要なように思います。まず、そういった方針が進まないことには、ここの問題は膠着状態まで行ったままになってしまうんじゃないかなという印象を受けます。これは恐らくここの委員の皆様方の考えている懸念を反映しながら進めていくというのは、多分こういった方向かなというぐらいのイメージを抱いたんですが、これも本当に雑駁な印象にすぎませんけれども、私の方の感想は以上でございます。

○大橋座長 どうもありがとうございます。

武田委員、どうですか。

○武田委員 ありがとうございます。

先ほど楠先生でしたでしょうか、協調の問題があったと思いますけれども、1人だけ今までとは違う発注方式にするということについて躊躇があるというお話がありました。また、先ほど私の個人的な意見として、なかなか発注者側の職員に能力のほか、特にインセンティブの問題があるんじゃないかということをお話しさせていただきましたけれども、そういう問題を解決する方法として、先ほど川濱先生がおっしゃったようにメーカーにガイダンスを与えるという方法が有効に思いました。そのようないわば縦の情報提供のほかに、横で情報共有する、すなわち成功した発注の方式について情報共有する。時には失敗したということもあるかもしれませんが、そういう情報共有を横で行う制度を構築することも一つ方策ではないかと思いました。

○大橋座長 ありがとうございます。受注者の横の情報共有は問題ですけれども、発注者の横の情報共有というのは重要じゃないかと、そういうことですね。ありがとうございます。

すみません、関委員、お願いします。

○関委員 ありがとうございます。

ちょっと実務的な観点も含めてここは課題だなと思っているのがありますので、御紹介もしつつ、今言った横のつながりについてもちょっと実例を述べさせていただきたいんですけども、やはり日本の1,741自治体ある中で横の情報共有ができることというのは非常に大事だと思います。結構オープンソースの良いところは、その周辺にコミュニティができることなんですね。例えばEUだとFIWAREというスマートシティ関連のオープンソースのプラットフォームが非常に普及しておりますけれども、かなりいろんな自治体間で事例共有をしているコミュニティが出来上がってきています。小さいベンチャーみたいな企業もいろんなサービスをどんどんその上に乗っけて開発していっているということがありますので、競争の観点からも良いですし、横のつながりという意味でもすごく良い効果を生んでおります。

結構我々は自治体のサポートをする中で、このオープンソースについての話をしたときに自治体側から上がっているのは、市民の税金で作ったもの、それを我々としては別に使ってもらってもいいので公開したいと思うんだけど、議員さんに何か売れるかもしれないし、税金で作ったものをほかの自治体にただで提供するなんて何事だみたいなことで怒られるときがあるということを実際何回か遭遇しております。なので、やっぱり自治体はその中のことに集中してしまうので、それをオープンに広げていくためにはある程度オープンソースは良いものであるということを国の方でも言うていただくというのは、価値がかなり高いんじゃないかなと

思っています。

○大橋座長 ありがとうございます。今の税金のお話というのは、それぞれの行政区で議員さんから言われることなのかもしれないですね、恐らく。そういうところというのはしっかりガイドラインでも国としてしっかりスタンスを求めていくというのは重要かもしれませんね。ありがとうございます。

論点として最後の論点にも近いところがありますので、ちょっと最後の論点も併せて事務局から頂いて、全体を通じて御議論いただければと思います。

○小室調整課長 それでは、最後になりますけれども、その他ベンダーロックイン防止のための取組について事務局資料の11ページ目から13ページ目までを御説明させていただきます。

まず、11ページ目では情報システムの仕様の内容、発注方法等について、あらゆるベンダーが調達に参入することができるような工夫や留意していることに係るアンケート結果をお示ししまして、その後、12ページ目ではベンダーロックイン防止のための取組に係る官公庁へのヒアリング結果、12ページ目ではそれを紹介させていただいております。そして、以上の調査結果等を踏まえまして、最後にその他ベンダーロックイン防止のための取組に係る論点の例といたしまして、ベンダーロックイン防止のために例えば新システムへのデータ移行などについてあらかじめ仕様書等で定める、不必要な入札要件を設けない、複数のベンダーに対し情報システムに関する情報提供を十分に行うなど、どのような取組が競争政策上望ましいと考えられるか、こういった点をお示しさせていただいているところでございます。

最後13ページ目でございますけれども、情報システム調達に係るベンダーとのマッチングですとか官公庁における事例の共有について、情報システム調達において困難や不満を感じている点に係るアンケート結果、これをお示しさせていただきまして、その後、官公庁へのヒアリング結果を紹介させていただいているところでございます。そして、以上の調査結果等を踏まえまして、最後に情報システム調達に係るベンダーとのマッチングや官公庁における事例の共有に係る論点の例といたしまして、官公庁間で情報システムに係る事例を共有することは、例えばベンダーロックインの防止や多様なベンダーの参入の促進につながるなど、競争政策上どのように評価できるでしょうかといった点をお示しさせていただいております。

以上、最後の点、その他ベンダーロックイン防止のための取組について事務局資料を御説明させていただきました。

○大橋座長 既に武田先生から先ほど知見の発注者間の共有化、その仕組みが関さんからも民間の中で取組が見られるんだというお話も頂きました。他方で、これは自治体さんで例えば電

子カルテの項目を1個設けようと思ってシステム公開しようと思ったらうん千万円請求されたみたいなことも実際には起きているわけですね。そうすると、ベンダーロックインというのは実際起きている問題で、困っている自治体さんも随分あるということなので、こういうところというのは今後デジタル化を進めていく上での足かせにもなりかねんということなので、是非いろいろ知見を頂ければというところもあるんじゃないかと思います。これを含めて全体を通じてでも構いませんので、是非幅広く様々な論点を頂ければなと思います。

まず、落合さんからいいですか。すみません、もう指名しちゃって。

○落合委員 はい。では、私の方から。ちょうど知見の共有の議論がありましたので、まずちょっとそこももう一点ほどお話しできればと思っています。

情報の共有という意味では、財務省ですとか総務省の行政管理局の中ではデータベースを持っておられて、どういうシステムをどういう省庁だったり自治体が持たれているかというのはある程度把握されていると認識しております。こういった情報を一般向けに情報公開までするかどうかは別として、少なくとも役所の中で横が何をやっているのかとかということは分かるようにしていくということもあるのではないのでしょうか。既にある情報を使えばその方が都合が良いことも多いと思いますので、そういうことも検討ができるといいのではないかと考えております。

もう一点として、先ほど大橋座長の方からおっしゃられていたようなロックインの関係では、データのロックインのようなこともあるのかなと思っています。御説明いただいた資料の中でもデータに関する権利について留保するとかそういう工夫はしているつもりだということを示していただいているところもあります。しかし、例えばこういうロックインのテーマで講演させていただいて、自治体とか政府の関係者の方がおられると、やっぱりデータのところで何かロックインされてその後使えなくなったという論点が出て、議論で盛り上がっていたこともありました。そういう意味では仕様だけではなくて、システムに保管されるデータを使えるようにするかというのは、システム自体の著作権の処理とかそういうのとは別のレベルでちゃんと配慮したような形で発注ができていくかは、しっかり確かめておく必要があるんだと思います。そのためのツールとしては、例えば契約だったりですとか調達をする際にこういう点をチェックするべきではないとか、こういう文案を使うとある程度対応できるんじゃないかという雛形を整備することがあります。こういうものは国全体としてデジタル庁の方でお考えいただくというのもいいと思いますし、いずれにせよ準備を進めていただくといいのではないかなと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

ほかにもしあれば、いかがでしょうか。

関委員、お願いします。ありがとうございます。

○関委員 全然ちょっと違う方向の競争の話をさせていただくと、例えば私は神戸でお手伝いさせていただいたときにアーバン・イノベーション神戸というやり方をさせていただきました。先に実証実験をスタートアップとやって、それでうまくいったものを調達するみたいなやり方を進めたりもしています。なので、最近はやっぱりアジャイルで物事を作っていくみたいなきに、やっぱり仕様書を作る会社と開発をする会社が別という形は結構うまくいかないことものによっては多いんじゃないかなと思っていて、それよりはある程度コンセプトがうまくいくかみたいなどのフィージビリティスタディを先にやってしまうみたいなことがかなり神戸の場合は有効に働きました。

なので、そういう形で例えば複数のベンチャーとか、別に大手でもいいんですけども、最初にもうプロトタイプを作るのに5社ぐらい決めて、それで作ってもらって、一番良いのができたところに発注をするみたいな、そういうようなやり方もありなんじゃないかなと思いました。

○大橋座長 その方式は興味深いんですけども、神戸というのは神戸市ですか。

○関委員 神戸市です。

○大橋座長 それは市の方が随分革新的な考え方の持ち主だったとか、そういうことですか。

○関委員 そうですね。神戸市の中で、ほかの自治体でもできると思うんですけども、地元企業とか企業と自治体が一緒に製品開発をしたものは随契できると、ちょっとどの法律か忘れましたがけれども、その仕組みを高額随契でもできるようにして、適用してやったんですけども。

○大橋座長 それは複数者、プライズのために競争させて1者を選んだとか、そういうことなんでしょうか。

○関委員 神戸市の場合は違います。複数社を競争させるのは私のアイデアで、神戸市でやっていないものですけども、神戸市でやったのは、公募を掛けてこのテーマ、この課題を解決できるスタートアップのやり方を提案してくださいとって提案してもらって、その中から1社選んで実証実験を数か月やって、うまくいったら翌年発注をしますよというやり方ですね。

○大橋座長 多分民間企業でもやっているところはありますよね、こういうR&D関係で。

○関委員 そうですね。ありますね。

○大橋座長 ありがとうございます。

吉本委員, お願いします。

○吉本委員 アーバン・イノベーション神戸は, 今アーバン・イノベーションジャパンというところに引き継がれて民間企業がやっているんですね。我々も会社として実はそういうRFIのマッチングをやっておりまして, 去年140件ぐらいのマッチングをしたんですけれども, ここでちょっと共有したいのはその際の課題です。確かにマッチング140件したんですけれども, ちょっと歯に衣着せずに申し上げると, 割と飛びぬけた公務員だけですね, そのRFIプラットフォームに予算要求前の事務事業課題を出してきてくれたのは。ほかの8割の公務員の方たちは, いや, そもそもそれはやっていいんだっけと。自治法上大丈夫ですかとかいうことが専ら障壁になって, 上長も説得できなかつたんですね。

我々の会社はシステム調達だけじゃなくていろんな調達においてRFIのマッチングをしたんですけれども, ここのシステム調達においては, やっぱり公務員の背中を押すガイドライン的なものが必要になると思います。これはどこが作ってもいい, デジタル庁がやってもいいと思うんですけれども, いや, これは大丈夫ですよと, 何なら総務省の名前を連ねて, 自治法施行令167条の2の随意契約の4号, 神戸市はこの4号を使ったんですけれども, 2号の随意契約のところは全部当てはまるから, 要求前の意見招請はもっとフラットに構えずやっていいんですとか。それをやったときに入札の前に何かどこかの事業者とつるんでやっているんじゃないのかと疑義をもたれないような整理をしてあげる, 背中を押してあげる必要性はすごく感じています。

これはちょっと情報共有まででした。

○大橋座長 正におっしゃるとおりで発注者は下手すると刑事事件になりかねないので, そういう意味でいうと, しっかり守ってやるというか, 余りたき付けて後で踏み外しちゃうというのはあんまりだと思うので, そこは重要だなと思います。ありがとうございます。

ほかはどうですか。楠委員, どうですか。

○楠委員 それでは, コメントですけれども, 調達を行う上でどの段階の調達をどう行うかという議論はやっぱり大事だと思っていて, デザインという話がありましたけれども, その手前のグランドデザインのところで企画競争させるような話が出てきていると思うんですよね。そもそもこういうものが欲しいという抽象的なお題を与えて, その部分を企画競争でやる, それをどうするかということですね。その場合でも予定価格を組まなきゃいけないので, そこは悩むと思います。随契でも予定価格は必要で, なかなか発注者というのが幾ら掛かるか事前に分

からないものは怖いと。それが一つ。

それからもう一つ、官公庁とか自治体間での情報共有なんですけれども、会計検査院が少し前に会計検査院のベンダーロックインを解消するための方策として、金融庁と財務省だったと思いますが、何か成功事例みたいなものを挙げていたと思うんですよね。会計検査院は結構関心があると思うので、その辺との情報共有というか討論、議論というのもこれから大事になるのかなと思っています。

以上です。

○大橋座長 正に発注者がヘジテイトしちゃうところがそういうところなのかもしれないですね。ありがとうございます。

武田委員、どうですか。

○武田委員 先生方の具体例を聞いて、そういうのもあるのかと感心していたところです。その中で全ての先生のお話に関心を持ったのですけれども、初めに落合先生がおっしゃった権利の話ですね。これは大変重要ななと思いました。事前に明確なとりきめを定めておくということは重要であるということです。

また何かありましたら大橋先生にお願いすることにします。

○大橋座長 ありがとうございます。本当に色々な御意見を頂いて、ありがとうございます。

1点、中小企業とかベンチャーとかの重要性もお話しいただいたんですけれども、このあたりは発注方式としてはそれ向けに特化した発注方式にすると、そういうイメージで皆さんおっしゃっているということですかね。どんなイメージなのか、すみません、私だけ共有できていないのかもしれませんが、関委員、お願いします。

○関委員 ちょっと私も明確なこうすればいいという話が余りないんですけれども、まず一つ、先ほど吉本委員が言ったように発注者側から手を挙げる側、入札する側がどんな懸念を持っているとか何で参加しないかみたいなどころとか、あと、外国ではどうしているのかとか、その辺の調査は是非事務局の方でしていただけるといいんじゃないかなと思いました。ちょっと申し上げたように、まず各自治体ごとに入札資格があるのは確実に参加者を減らしていると思います。特に小さい自治体とか、わざわざすごく捺印とかいろいろ大変な紙の作業とかを求められたりとか、自治体によっては3期分の財務諸表まで求められたりして、そういったことでかなりハードルを下げているので、例えばそれをもう統一してしまうとかそういったことも、県によっては統一しているところもありますけれども、そういったところから参入障壁を下げていくみたいなことがまず必要なのかなと思うのと、あと、やはりとにかく面倒くさいという

ところですよ。そこは一つの解放の論点として先にもう実証実験を一緒にやっちゃおうというのを御提示させていただきましたけれども、ほかにももっとそこを簡便化するような、例えばデジタル庁の発表にあったデジタルマーケットプレイスみたいなものも多分そういったことにつながるものだと思うので、そこをちょっと考えないとやっぱり仕様書の部分ばかり強調してもちょっと足りないのかなと感じました。

○大橋座長 ありがとうございます。

これは楠委員がお詳しいんですけども、例えば土木の世界だとかなり入札調達制度はいろいろ取り組みをやってきて、ある意味ランク制の話とかそういうところも競争性をどうやって促すのかということの色々やってきた経験値はあるので、今回業務発注なので、そういうところにもしっかりちょっと知見を取り入れるということだと思いますけれども、他方で今回のオープン化とか標準化とか、そういうところというのは従来に無い知見で、多分ここは経験が無いんですよ。だから、そういうところが多分今回の新しいトピックなのかなと受け止めています。すみません、ほぼ委員としての意見なので、ありがとうございました。

そのあたりはそういう認識で楠委員、合っていますか。

○楠委員 そうですね、ちょっと面白いなと思ったのが官公情報を地方自治体はすごく気にするんですよ。中小企業の発注を優先したいという思わくがあって、できれば地元企業の中小企業ということで、それでいろんなものの制約を付けちゃうんですよ。実質的には地域要件なんかもそういう理由で付けられていて、公的にはそうじゃないんですけども、実質上はそういう理由になっているんですよ。このシステム調達については今みたいな話がどのようにリンクしていくのかというのをむしろ自治体なんかは、新規のベンチャーさんとか小さいところなんだけれども能力を持っているところというものがむしろ官公庁の趣旨にも合いますよという説明をすると、もしかしたら興味を持ってくれるのかもしれない。

○関委員 関です。

．．．．．やはり．．．事業者ってどうしても東京とかに集中してしまったりするので、なかなか地域でシステム開発ですごく質の高いサービスをそもそも作ろうとすると、そもそもベンダーがないということはよくあります。なので、地元で調達することがそもそも難しいのに．．．結局大手が．．．

○大橋座長 関さん、声が飛んじゃっているみたいなので、聞こえるかな。

○関委員 今は。

○大橋座長 今は何となく大丈夫、ちょっと自信を持ってないですけども、大丈夫なような気

がします。

○関委員 すみません。・・・・・・大手の・・・・地元の・・・・

○小室調整課長 関委員，ちょっと今ほとんど聞こえない状況になってしまっております。

○大橋座長 すみません。せっかくお話しを。

○関委員 すみません，あのテキストで書きます。

○大橋座長 ありがとうございます。すみません，本当に。では，その間，落合委員にお願いしてもいいですか。

○落合委員 ありがとうございます。

関委員の方がさっきおっしゃられていたPOCの話なんですけれども，緊急で開発する案件なんかでうまくいくかどうか分からないけれども，一気にえいやーと全部発注してしまって，何か結果的に高くなってしまっているということもあります。このため本当に実効性があるのかどうか，価格としても妥当なものなのかというのを検証するためにPOCみたいなものをやりやすくするような仕組みというのは作っておいた方がいいと思います。そうすることによって参加する事業者の方もある程度見通しを立てて入札できると思いますので，そういう意味では競争環境にとってプラスになるかと思います。

また，入札の仕組みについては関委員もランクの話をされていたと思いますが，期間なんかも必ず1年で発注しないといけないといったこともあると思います。1年というか期限内で発注するということになると，実際には人事異動とか何とかがあって作業が進められる期間が8か月とか9か月ぐらいになってしまって，本来的には1年で終わるものが2期にわたってやっているということも起こることがあります。しかも，途中で残りの部分を別の事業者が落札してしまうかもしれないとかということになると，なかなか参加をしにくいという事業者も出てくると思います。必ず期またぎをする必要があるかどうかというのは案件によって異なると思うんですけれども，必要なものについては期をまたいで業務ができるようにすると，そういうことも含めて多面的な調達に関する環境整備ということも重要と思っています。

○大橋座長 ありがとうございます。

関さん，ありがとうございます。今読んでいただきます。

○小室調整課長 関委員，ありがとうございました。今頂いたコメントを読み上げさせていただきます。

すみません。地元を誘導したいという思惑についてですが，地元でIT企業が少なく質の良いサービスが作れなかったり，結局大手が営業所を作って入札していて，地元の育成につな

がらなかったりといったことが起きていますということを書いたかったです。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。当初はオープン化とかA P Iとかかなりデジタル的な話から始まりましたけれども、最後は入札調達制度というある意味共通に抱えている話題で終わると、そんな感じだったのかなと思います。幾つかのことは別の分野、例えば土木ではかなり解消されている問題であります、それが多分まだデジタルとか業務発注にまで至っていないということなのかなと思っています。

そろそろお時間なんです、今日私が皆さんを本当に急かしちゃって申し訳なかったんですけども、もしこういうことも言いたかったというのがあったら、まず事務局からメールを投げさせていただいて、皆さんそれに御返信する形で、もし言い足りなかったところを言っていたら、それは次回のところでしっかり受け止めて発言と同様に扱わせていただく形で進めていければと思っていますので、是非引き続きお願いできればと思います。

そういうことで、大体お時間でございますので、よろしければここで一応終了とさせていただきますと思いますが、特段皆さん何か全体を通じてありますか。大丈夫ですか。

ありがとうございました。

それでは、事務局から今後のスケジュールについて御説明をお願いします。

○小室調整課長 事務局でございます。

本日たくさんの御意見を頂きまして誠にありがとうございました。第2回でございますけれども、10月の中旬頃、テーマは情報システムに関する官公庁の組織・人員体制、それから、研修体制の整備についてと、それから、情報システム調達におけるシステムベンダーの行為についてを予定しております。引き続きよろしく願いいたします。

先ほど座長の方からもお話しございましたけれども、本日の議題に関しまして追加の御意見等がございましたら、次回以降においても伺えればと思いますし、また、メール等で私どもの方にお寄せいただきましたら幸いと考えております。こちらからまたメールを出させていただきます。

それからまた、私ども事務局としましても本日の議論を踏まえまして、もう一度御知見を拝借したいというところがございましたら、また伺いすることもあろうかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日の議事録につきましては、追って皆様にお送りさせていただきますので、修正がございましたら事務局までお申し付けいただければと思います。本日は長時間にわたり御協力いただ

きまして、誠にありがとうございました。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございました。幾つか宿題を頂いているので、そのあたりは、御説明の時間がなかったので、しっかり踏まえていきたいと思います。

本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

午後2時29分 閉会